

労働安全衛生法を改正 平成27年6月1日から 職場の「受動喫煙防止対策」が 事業者の努力義務となりました

▶受動喫煙とは？

室内と室内に準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。
今回の改正法によって、**労働者の健康の保持増進のために**、職場の受動喫煙防止対策が必要となりました。

▶法律の対象となる事業者の範囲は？

資本金や常時雇用する労働者の数にかかわらず、**すべての事業者が対象**です。

▶具体的に何をすればよいのでしょうか？

事業者は「**事業者および事業場の実情に応じ適切な措置**」をとるよう努めることとしています。
(法第68条の2)

事業者は現状把握と分析を行い、衛生委員会などで具体的な対策を決めて実施します。
また、対策の実施後は効果を確認し、必要に応じて対策の見直しを行いましょう。
対策の進め方は裏面に記載していますので、参考にしてください。

▶何か支援は受けられますか？

厚生労働省では、以下の支援事業を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

厚生労働省が実施する支援事業

① 屋外喫煙所や喫煙室などの設置にかかる費用の助成（受動喫煙防止対策助成金）

対象事業主 : すべての業種の**中小企業事業主**
助成率 : 1 / 2 (上限200万円)
問い合わせ先 : 事業場のある都道府県労働局の健康安全課 (または健康課)

② 受動喫煙防止対策の技術的な相談の受付（電話相談・実地指導）（無料） 周知啓発のための説明会の開催、企業・団体の会合への講師派遣（無料）

対象事業主 : すべての規模・業種の**事業主**
問い合わせ先 : 050-3537-0777 (受託者: 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会)

③ 空気環境の測定機器（粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計）の貸出し（無料）

対象事業主 : すべての規模・業種の**事業主**
問い合わせ先 : 050-3642-2669 (受託者: 株式会社 アマラン)

改正法や関係通達、支援事業の内容について、詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

職場 受動喫煙

検索

